

平成29年9月28日付29春都政第355号

春日井市長付議

尾張都市計画用途地域の変更について

平成29年10月20日提出  
春日井市市長 伊藤 太

29 春都政第 355 号

平成29年 9 月 28 日

春日井市都市計画審議会

会長 磯 部 友 彦 様

春日井市長 伊 藤



尾張都市計画用途地域の変更について（付議）

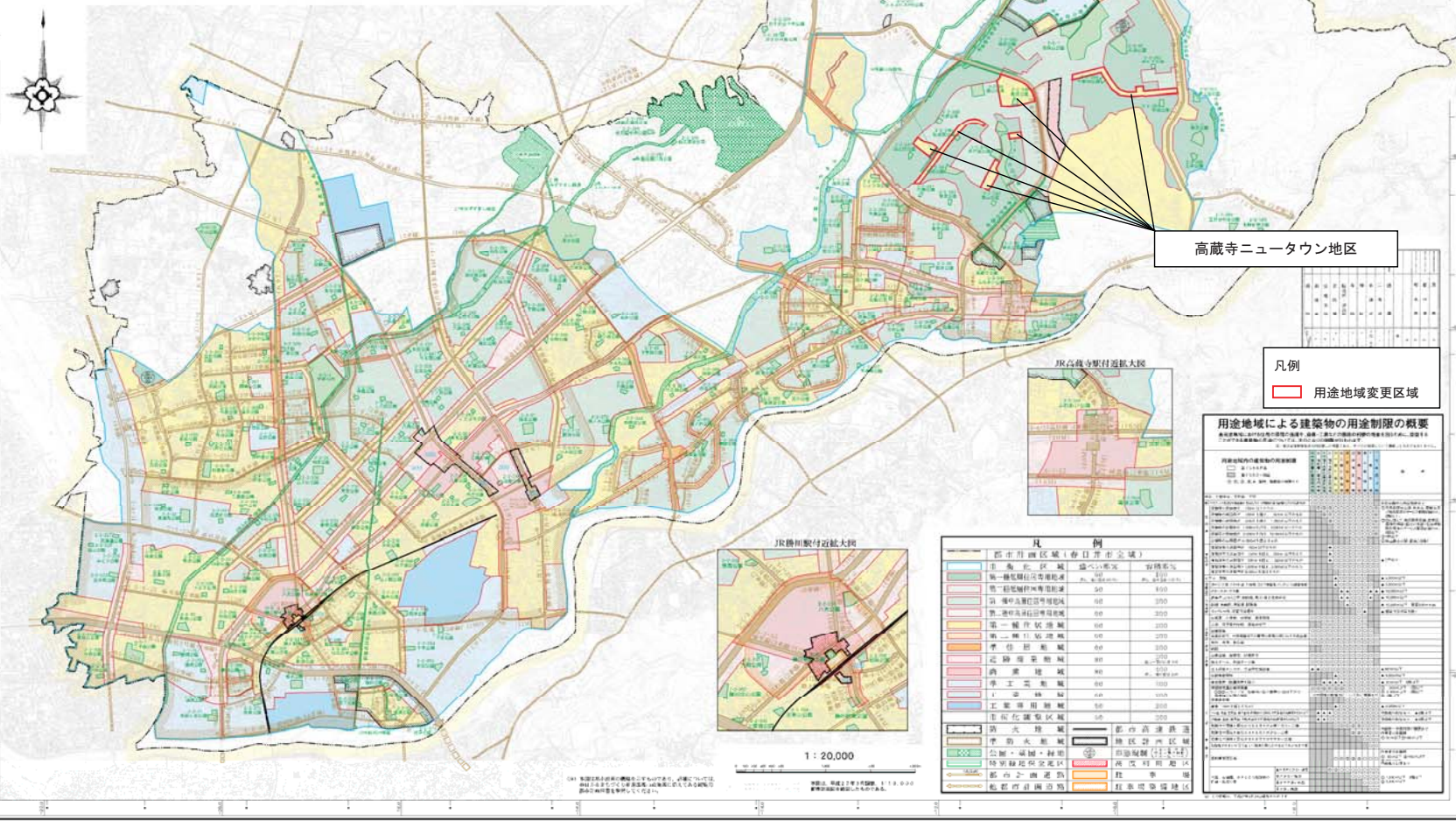
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画用途地域の変更について」

# 総 括 図

用途地域種別	条例番号	施行年月日
(住居的用途地域)	春日井市条例第30号	平成25年12月24日
(商業地域)	春日井市条例第18号	平成26年2月22日
(高層住居専用地域)	春日井市条例第15号	平成22年12月24日
(防災地域)	春日井市条例第17号	平成22年12月24日
(都市計画決定地域)	春日井市条例第16号	平成25年12月24日
(都市計画決定地域)	春日井市条例第17号	平成25年12月24日
(道路)	愛知県条例第155号	平成26年12月9日
(都市計画決定地域)	春日井市条例第15号	平成22年12月24日
(道路)	春日井市条例第16号	平成22年12月24日
(道路)	春日井市条例第17号	平成22年12月24日
(道路)	春日井市条例第18号	平成22年12月24日
(道路)	春日井市条例第19号	平成22年12月24日
(道路)	春日井市条例第20号	平成22年12月24日



高蔵寺ニュータウン地区



凡例  
 用途地域変更区域

**用途地域による建築物の用途制限の概要**

本図は、用途地域ごとの建築物の用途制限の概要を示しています。詳細は、各用途地域の条例を参照してください。

用途地域	建築物の用途制限
第一種住居地域	第一種住居用建築物
第二種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物
第三種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、第三種住居用建築物
商業地域	第一種商業用建築物、第二種商業用建築物
工業地域	第一種工業用建築物、第二種工業用建築物
公共施設地域	公共施設用建築物
公園・緑地・緑地	公園・緑地用建築物
特別緑地保全地区	特別緑地保全用建築物
都市中心部地域	第一種都市中心部用建築物、第二種都市中心部用建築物
駅前整備地区	駅前整備用建築物
駅前整備地区	駅前整備用建築物
駅前整備地区	駅前整備用建築物

**凡 例**

西春日井地区(春日井市全域)

用途地域	建築物の用途制限	容積率
第一種住居地域	第一種住居用建築物	100%
第二種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物	100%
第三種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、第三種住居用建築物	100%
商業地域	第一種商業用建築物、第二種商業用建築物	100%
工業地域	第一種工業用建築物、第二種工業用建築物	100%
公共施設地域	公共施設用建築物	100%
公園・緑地・緑地	公園・緑地用建築物	100%
特別緑地保全地区	特別緑地保全用建築物	100%
都市中心部地域	第一種都市中心部用建築物、第二種都市中心部用建築物	100%
駅前整備地区	駅前整備用建築物	100%
駅前整備地区	駅前整備用建築物	100%
駅前整備地区	駅前整備用建築物	100%

1 : 20,000

縮尺：1:20,000  
 縮尺：1:20,000  
 縮尺：1:20,000

## 理 由

人口減少、少子高齢化等の社会状況の変化に伴い、当該地区における将来の土地利用計画、土地利用の現況、都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。



# 計画図

